

(事前審査機関の適合証のないもの)

単位 (円)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
その他の場合	
一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	
誘導仕様基準*による場合	15,000
誘導仕様基準*以外による場合	18,000
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)	
住戸の部分	
誘導仕様基準*による場合	
建築物の総戸数が1戸のもの	15,000
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	241,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000
誘導仕様基準*以外による場合	
建築物の総戸数が1戸のもの	18,000
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000
共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	247,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000
非住宅の部分(住戸の部分、共用部分以外の部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000
その他の建築物	
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	123,000
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000

* 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に定める基準